

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 24 年度 臨時評議員会議事録要旨

1. 開催日時 平成 25 年 3 月 25 日（月）13 時 30 分～15 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 評議員現在数及び定足数
総数 16 名、定足数 8 名
4. 出席評議員数 12 名
（出席）橋本賢次郎、小勝規生、白神俊典、末木一夫、鶴田康則、成松義文、馬場良雄、笛木弘治、堀 悟郎、松井睦子、松田 朗、森田邦雄
（欠席）宗林さおり、徳山陽慈、若尾修司、綿谷直人
（監事出席）西本恭彦、松田紘一郎
（出席理事）下田智久、加藤 博
5. 議 案 第 1 号議案 役員候補選出委員会規則改正に関する件
第 2 号議案 評議員候補選出委員会規改正に関する件
報告事項
 - ・平成 25 年度事業計画及び収支予算について
 - ・資金運用規程について業務執行状況報告
 - ・機能性評価事業と機能性をめぐる最近の動向
 - ・特定保健用食品審査基準検討事業
 - ・新たな規格基準策定の進捗状況
 - ・平成 25 年健康食品新春セミナー・新春賀詞交歓会報告
6. 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
事務局長が定足数を確認し、続いて本会議の議案進行及び議案資料について説明。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
 - ①松田議長が定足数を満たしていることから会議が成立することを宣言して、次に議事録署名人として、定款第 27 条第 2 項に基づき、馬場良雄評議員、笛木弘治評議員の 2 名が指名された。
 - ②第 1 号議案 役員候補選出委員会規則改正に関する件について資料に基づき説明。
役員候補選出委員会規則の変更箇所
（任 期）
第 8 条 選出委員会の委員の任期は、~~当該委員会をもって終了する~~就任後 2

年間とし再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第9条 選出委員会の委員には、無報酬とする職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 選出委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができるの報酬等は、別表第1に基づき支払うものとする。

本案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第1号議案役員候補選出委員会規則改正に関する件について原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

③第2号議案 評議員候補選出委員会規則改正に関する件

事務局長より第2号議案評議員候補選出委員会規則改正に関する件について併せて資料に基づき説明。

評議員候補選出委員会規則の変更箇所

(任期)

第8条 選出委員会の委員の任期は、当該委員会をもって終了する就任後4年間とし再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第9条 選出委員会の委員には、無報酬とする職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 選出委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができるの報酬等は、別表第1に基づき支払うものとする。

本案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第2号議案評議員候補選出委員会規則改正に関する件について原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

④報告事項

事務局から「平成25年度事業計画及び収支予算について」及び「資金運用規程について」報告した。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質問があった。

(質疑内容)

評議員： 現在、2団体の健康食品GMPが国内で運営されているが、なるべく基準を統一した方がいいと思うが見通しはどうか。また、その基準は国際的に通用するものを目指しているのか。

事務局長： GMPについては現在、当協会ともう1つの団体が認証を行っている。これについては第三者機関である認証制度協議会というものがあり、

厚生労働省の指導によって GMP をその中にいれようということになり、当協会ともう1つの団体がヒアリングを受けた。ヒアリングでは GMP 認定事業の修正等の指示は受けていない。国際的な基準で認証機関を目指すのかについては認証制度協議会が決めることだ。

評議員： GMP の認証事業について3団体が手を挙げたと聞いているがそれほどかわからないのか。

議長： 協会は国際基準を目指すかどうかは考えていないのか。また、認証制度協議会に対して協会として要望はしないのか。

事務局長： 協会は認証制度協議会に申請をする立場なので、手を挙げたところがどこかはわからない。協会の国際化への対応として、協会は認定される側なので、現在は申請作業を進めている段階。今後、CGMP も念頭に置いていく。

評議員： 2団体の GMP の中身は同じものか。

事務局長： 同じもの。以前、厚生労働省が出した通知に両団体とも添っている。

評議員： 日本の GMP が FDA の審査を受けられなかったという話を聞いた。また、第三者の認証制度とはどういうものか説明してほしい。また、認証制度協議会の資金源はなにか。

事務局長： 認証制度協議会は厚生労働省が平成17年に出した通知に基づき策定されたもので、座長は上野川先生で加盟団体がいくつもある。まず、最初は安全性の事業について認証することとなり、当協会が認証を受けた。当初、事務所は事務局をしていた企業に置いていたが、昨年それが難しくなり、認証制度協議会で専任の事務局長を置いて当協会の4階の一部を事務所として貸し出している。今は無償だが今後は有料で貸し出す予定。認証制度協議会の資金源は、会員の会費と認証機関を認証した際の手数料。

評議員： 社福協に第三者認証制度を作った玉川先生がいるので一度呼んで、何故、認証制度協議会が出来たのか、そもそもの原点を職員も含めて聞いたらどうか。今のままだと認証制度協議会は名ばかりのものではないのか。評議員の中にも分からない人がいるはずだ。組織について説明してから話に入ってもらいたい。

議長： 松井評議員が指摘したように、第三者認証制度について評議員にわかるように説明してもらいたい。

事務局長： 資料を作り説明する。

評議員： 団体が2つあるとしたら、チェックリストの整合性を図るとか、最終の評価判定を統一化するとかしないと、基準が緩いところに企業は行ってしまう。

- 事務局長： 基本的にはチェックリスト等の整合性は取れている。
- 評議員： 学術情報部の事業計画に IADSA の会議に参加とあるが、具体的な計画はなにか。また、CODEX への対応はどうなっているのか。最後に「食品の機能性評価事業」の団体向けの食品成分の機能性評価事業とはどのようなことか。
- 担当部長： IADSA（国際栄養補助食品業界団体連合会）の会議については 4 月 27 日から参加する予定。
- 事務局長： CODEX については予算の関係で参加しないこととした。
- 常務理事： 資料 P7 の上段の「食品の機能性評価事業」とは、論文を読むことで、下段の団体向けの食品成分の機能性評価事業は、成分の総合評価まで行なう。団体とは企業が集まった団体（～協議会とか～研究会）のことで、1つの企業では総合評価までするのは大変であるが、大きな団体であれば総合評価までできるだろうという考えかただ。
- 評議員： 企業論文の意味合いはなにか。
- 常務理事： 企業が検索し読み込むというもの。協会は網羅的にモデル事業に添った形で公正に読み込むようにお手伝いするというものだ。
- 評議員： 前回行なった機能性評価モデル事業の 1つの項目を企業が要望して、それを協会が読み込み評価するということか。
- 常務理事： そうだ。
- 評議員： 資料 P6 に健康補助食品相談業務とあり、健康補助食品という言葉が出てきて、他は健康食品という言葉を使っているがこの言葉の違いは何か。
- また、要望として一昨年から協会内に 7 団体が集まり健康食品産業協議会が作られ、今年度も活動してきたところだが、新年度も業界団体の代表格である協会がリーダーシップを取り他団体の意見を集約していてももらいたい。それについての具体的な事業計画を載せてほしいと思う。
- 事務局長： 「健康補助食品」、「健康食品」の言葉使いは今後統一していく必要があると思うので整理していきたい。
- 評議員： 今後、業界と行政とで検討していく必要があると思う。
- 評議員： 協会事業が 3 つに分かれているが、その人数と費用対効果を教えてほしい。
- 事務局長： 資料の「正味財産増減予算書」に公益目的事業として公 1（健康食品に関わるもの）、公 2（特定保健用食品に関わるもの）、公 3（食品保健指導士養成に関わるもの）、それと共通事業、法人会計（管理、人件費）に分かれて記載している。この表の中に差引どれくらい必要

かが書かれているので確認してもらいたい。

評議員： 収益に対して、人件費は退職金も含めてどれ位の割合を占めるのか教えてほしい。

事務局長： 総事業費、2億数千万円に対して職員給与、役員報酬、退職給与引当金を合計して1億3878万円。

議長： 予算のなかの人件費の比率は約半分ということだが、資金運用規程について監事から何か意見はないか。

監事： 資金運用規程の設置は何の問題もないと思う。また、先ほどの公益財団法人としての人件費比率約50%台は妥当な比率であると思う。

⑤業務執行状況報告

常務理事より、「機能評価事業と機能性をめぐる最近の動向」について資料に基づき報告し、引続き、事務局長より、「特定保健用食品審査基準検討事業」、「新たな規格基準策定の進捗状況」、「平成25年健康食品新春セミナー・新春賀詞交歓会報告」について資料に基づき報告した。報告の後、議長が意見を求めたところ、次の意見があった。

(質疑内容)

議長： 内閣府の立ち上げた規制改革会議は、今、内閣官房長官を中心に議論が進められていて、その中で健康食品について、ある意味で追い風が吹いている。先ほど末木評議員が言ったように国際基準にあったものでやっていけないと世界に売り込めないのではないかと私は考える。協会としては今、どの方向を向いて仕事をしているのか。

常務理事： 協会は規制改革会議に向いている。

評議員： 審査基準検討会の委員はどのような基準で、どのようにして決めたのか。

事務局長： メンバー構成については協会が決めた。全体として安全性や試験の問題が中心となるので、座長と副座長は有識者の中から決めた。

評議員： 私どもも、セルフメディケーションの分野でも安全性に敏感な消費者とか被害者団体とか反対の立場の方々の意見も取り入れながら進めている。さまざまな意見を聞いていく過程が大事だと思う。この検討会の委員はドクター等の委員が入っていてバランスがとれているメンバーだと思う。

議長： 平成26年新春賀詞交歓会については、今後、賀詞交歓会とセミナーを同時開催するか、各団体は協賛にするか共催にするか。また、赤字の出ないように会場の選定等を考えてもらいたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。